

藤沢市こども未来基金条例をここに公布する。

令和5年12月21日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市条例第31号

藤沢市こども未来基金条例

(目的及び設置)

第1条 全てのこども（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定する「こども」をいう。以下同じ。）が、今のかけがえのない時間を幸せに生きることができ、未来に夢や希望をもって歩いていくことができるよう、こども自身の想いや声を尊重し、多様な主体が協働してこどもの健やかな成長を後押しすることができる社会を実現するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、藤沢市こども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

- (1) 寄附金
- (2) 市の資金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えること

ができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) こどもの生活、居場所及び経験や体験を充実させるために有用な事業
- (2) こどもへの支援を行う地域団体等の事業の円滑な実施に資する事業
- (3) こどもの発案又は企画に基づき、こども自身が市と協働して実施する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成する事業

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。